

## 小松市民病院建設基本構想策定支援業務 仕様書

### 1. 業務名 小松市民病院建設基本構想策定支援業務

### 2. 業務目的

当院は、救急医療及びがん診療を中心とした高度医療など南加賀圏域における急性期・中核病院である。また、令和2年度に石川県知事より、「地域医療支援病院」の承認を受け、紹介患者に対する医療提供や地域のかかりつけ医等を支援する等地域医療の確保を図る役割を担っている。

当院施設は、本館（S63.12 竣工）、南館（H18.11 竣工）、南加賀救急医療センター（H24.10 竣工）で構成されている。このうち、本館施設については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める病院施設の耐用年数である39年が近づいており、老朽化が顕著となっている。また、これまで標榜科目の新設や増改築を行ってきたことで、部門間の連携や動線についても不都合が生じている。

このような状況の中、昨年度策定を行った「小松市民病院経営強化プラン」（以下「プラン」という。）において、当該プラン策定委員会より、今後、当院に求められる入院機能・外来機能・診療機能を果たすためには、現在の本館施設では困難との意見が示されたところである。

本業務は、当院が安全・安心で持続可能な医療を提供していくため、今後の医療需要や地域の医療機関連携を踏まえた本館施設の建設並びに南館及び南加賀救急医療センターの活用に係る基本構想の策定を目的とするものである。

### 3. 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### 4. 委託上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 5. 当院の概要

- (1) 施設名 国民健康保険小松市民病院
- (2) 所在地 石川県小松市向本折町ホ60番地
- (3) 病床数 340床（医療法上の届出病床数）  
内訳 一般病床300床、精神病床26床、結核病床10床、感染症病床4床
- (4) 休診日 土、日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
- (5) 患者数 直近4ヵ年の実績

- ア) 入院患者数
  - 令和3年度 72,106人 (1日平均 197.6人)
  - 令和4年度 75,003人 (1日平均 205.5人)
  - 令和5年度 79,613人 (1日平均 217.5人) (暫定)
- イ) 外来患者数
  - 令和3年度 138,446人 (1日平均 572.1人)
  - 令和4年度 145,876人 (1日平均 600.3人)
  - 令和5年度 146,998人 (1日平均 604.9人) (暫定)

- (6) 職員数 558人 (令和6年3月31日現在)  
 正規職員及び会計年度任用職員。委託職員を除く。

## 6. 施設の概要

- (1) 敷地面積 48,315.95 m<sup>2</sup>
- (2) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造)  
 地下1階、地上8階、塔屋1階
- (3) 規模 建築面積 8,775.91 m<sup>2</sup> 延面積：31,219.07 m<sup>2</sup>  
 【新築年月及び新築時面積】
  - ア) 本館 (S63.12 竣工)  
 建築面積：6,155.92 m<sup>2</sup> 延面積：23,810.53 m<sup>2</sup>
  - イ) 南館 (H18.11 竣工)  
 建築面積：1,883.53 m<sup>2</sup> 延面積：6,453.98 m<sup>2</sup>
  - ウ) 南加賀救急医療センター (H24.10 竣工)  
 建築面積：609.71 m<sup>2</sup> 延面積：827.81 m<sup>2</sup>

## 7. 業務内容

受託者は、小松市民病院経営強化プラン (令和6年3月策定)、石川県地域医療構想及び第8次医療計画を踏まえた基本構想を策定するため、次の業務を行うものとします。

### (1) 当院を取り巻く環境調査・分析

#### ア) 外部環境分析

将来推計人口、医療圏調査 (圏域内の各種病床数、競合医療機関分析、後方支援病院分析等)、医療需給調査、その他病院経営及び運営に必要な項目の分析を行うこと。

#### イ) 内部環境分析

経営分析、診療統計分析 (DPC データ、レセプトデータ等)、経営形態分析、その他病院経営及び運営に必要な項目の分析を行うこと。

ウ) 外部・内部環境分析に基づく課題の抽出

前各号の分析により顕在化した当院の課題を整理すること。また、(4)イの事業収支計画に影響を与えるものについては、改善案を提示すること。

(2) 新病院建設のコンセプト・主な機能

ア) 新病院建設に係る基本方針（重点機能、コンセプト等）の検討

当院の現状及び医療需要の変化、地域医療構想の実現等を考慮し、新病院建設に係る基本方針及びコンセプト案を作成すること

イ) 診療機能の検討

病床機能、病床数、診療科構成の考え方について、5.(1)の分析結果や類似の医療機関の事例等に基づき整理すること

ウ) 果たすべき役割・機能（5疾病6事業等）の検討

- ・災害拠点病院としての機能、5疾病6事業への取組み方針、当院の特徴や地域需要及び地域における役割分担を踏まえた新病院の役割・機能について整理すること
- ・企業・公立小松大学などとの産学官連携により、医療分野における先端技術の研究・開発や教育・研修できる環境・施設整備について整理すること

(3) 新病院の施設整備方針

ア) 建設地・土地利用計画・施設規模の整理

現地建替えを基本とするが、以下の内容について、検討を行うこと。

- ・市のハザードマップ等を活用し、災害時における医療機能の継続について、検討を行うこと。
- ・敷地内における新棟整備場所、整備可能範囲の検討を行うこと。
- ・土地利用計画図（概略図）を作成すること。
- ・施設規模（総面積等）について、7.(2)の検討結果及び他事例（直近の建設事例を基にした面積比較）に基づき整理すること。

イ) 整備手法・方式

整備手法について、以下の内容について提案等を行うこと。

- ・施設・設備に関する整備手法検討（事業方式や発注方式ごとの特徴、比較）
- ・設計、施工の発注方法に応じた検討体制の提案（コンストラクション・マネジメント等）
- ・実現性の高い事業スキームとなるよう、民間事業者から幅広くアイデア・意見等の情報収集を行う市場調査の提案（サウンディング型市場調査等）

ウ) 整備スケジュール検討

整備手法・方式ごとの事業スケジュールの作成

(4) 財務計画の策定

ア) 概算事業費算出

新病院整備にかかる設計・建築工事・医療機器等にかかる概算事業費の算出

イ) 事業収支計画

医師・看護師等職員の配置計画及び建設後 10 年間までの収支計画

(5) 「(仮称)小松市民病院建設基本構想策定委員会」(以下「委員会」という。)等の  
実施・運営支援

委員会または類似の会議(院内委員会、院内各部門ワーキング及び行政関係委員会) (以下「委員会等」という。)の実施に関し、各種提案、説明資料の作成、委員会等への出席、議事録の作成など委員会等に係る支援を行うこと。なお、委員会は 3～5 回程度、類似の会議等については、随時開催を予定するものである。

(6) その他

この仕様書に定めるもののほか、業務に必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。

8. 業務計画書の作成

(1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書(任意様式)を作成し発注者に提出すること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ① 業務概要
- ② 業務実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務実施体制 ※プロポーザル実施時に提出したものでも可。
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 使用する主な資料等
- ⑦ 緊急時を含む連絡体制
- ⑧ その他必要とするもの

(3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにした上で、発注者の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出すること。

9. 資料の貸与及び返還

発注者は、業務の遂行上必要とされる場合、受託者に資料等を貸与するが、本業務の完了後は速やかに返却すること。なお、貸与する資料等について、受託者はその重要性を十分に認識した上で、破損、紛失等のないように取り扱い、管理すること。その他業

務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集すること。

## 10. 成果物

(1) 成果品の仕様、数量等については、以下のとおりとする。

成果品目		部数
1	小松市民病院建設基本構想（規格：A4版、両面印刷）	30
2	小松市民病院建設基本構想概要（規格：A4版、両面印刷、4ページ以内）	30
3	委員会等に係る提示資料及び会議録（随時提出）	1
4	その他本業務により収集した資料	1
5	上記1～4の電子データ（CD-R又はDVD-R）	1

(2) その他、データの作成や提出にあたっては、以下のことに留意すること。

ア) 電子データについては、汎用性が高く、共有化及び修正ができるファイル形式（マイクロソフト・ワード、エクセル、パワーポイント等）で作成すること。

イ) 電子データについては、イラストレーター、フォトショップ等の印刷製本に適した形式もあわせて提出すること。

ウ) 外字は極力使用しないものとするが、やむを得ず使用する場合は発注者の承認を得て使用すること。

エ) 成果品の納品場所は、小松市民病院管理局総務課とすること。

## 11. 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後、定められた形式の成果品を速やかに提出し、統括責任者の立会いの上、市の検査を受けなければならない。

(2) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正その他必要な措置を行なうものとし、これに対する経費は、受託者の負担とすること。

## 12. 成果物の帰属

業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、全て市に帰属するものとし、市の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

## 13. 守秘義務

(1) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

- (2) 受託者は、本業務の履行に関して知り得た秘密を、受託者の役員又は従業員であっても、本業務を履行するために知る必要がある者以外の者に漏えい又は開示をしてはならない。

#### 14. 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、市と受託者が協議の上、市の指示に従うものとする。

#### 15. その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、発注者との十分な打合せを行い、業務を誠実に履行すること。打合せの内容により、対面とオンラインを使い分けることを厭わない。なお、打合せに要する費用については、受注者において負担するものとする。
- (2) 受注者は、(1)の打合せを含め、必要に応じて報告書を作成し、進捗状況を発注者に報告すること。
- (3) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては、市担当者の指示に従い、受託者の責任において処理するものとする。
- (4) 受託者は本業務の遂行にあたり、関連する法令、適用基準等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。
- (5) 業務の一括再委託の禁止  
受注者は、本事業を一括して第三者に委託することができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (6) 個人情報の取扱い  
受注者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」及び当院個人情報保護方針を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

#### 16. その他

- (1) 小松市民病院経営強化プラン（令和 6 年 3 月策定）  
<https://hosp.komatsu.ishikawa.jp/news/240430.html>